

交野市星の里浄水場施設見学実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、星の里浄水場の施設見学実施の際に必要な事項を定めるものとする。

(見学対象者)

第2条 見学の対象者は次のとおりとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する各学校の児童又は生徒等であって授業の一端として教職員に引率された者
- (2) 市民や市民団体等、学習又は研修のために見学を希望する者
- (3) 地方自治体の議員や職員等、学習又は研修のために見学を希望する者
- (4) 水道事業関係者で組織する団体等、学習又は研修のために見学を希望する者

(見学日時)

第3条 施設の見学日は、交野市の休日を守る条例(平成2年条例第30号)第2条第1項に規定する市の休日を除く平日とする。

2 見学可能な時間帯は、午前9時30分から午後3時までの間とする。ただし、午後0時から午後1時の間を除くものとする。

(見学者数)

第4条 見学者数は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号の者は、1部あたり1名から70名程度までとする。70名以上の場合は、2部に分けての見学実施とする。
 - (2) 第2条第2号から第4号までの者は、1部あたり1名から40名程度までとする。
- 2 前項にかかわらず、浄水課長が認めるときは、見学者数の変更ができるものとする。
- 3 見学の受入は、1日あたり一組とする。

(見学の申込)

第5条 施設の見学を希望する者は、施設見学申込書(様式第1号・様式第1号-2)を記入し、あらかじめ浄水課長に提出しなければならない。

(見学の承認)

第6条 浄水課長は、前条に基づく施設見学申込書を受理した場合において、次に掲げる事項に該当するときは、見学を承認するものとする。ただし、該当する場合であっても、4月から7月は、第2条第1号の見学対象者である見学申込み者を優先的に受け入れるものとする。

- (1) 浄水場業務に支障を及ぼさないと認めるとき。
 - (2) 水道水の安全性又は水道事業全般に不利益等を生じないと認めるとき。
 - (3) 中学生以下の者が構成する団体の場合は、適当な指導者又は保護者の付添いがあるとき。
- 2 中学生以下の者が参加する場合は、その者の行動に見学者側で責任を負う場合にのみ見学を承認するものとする。
- 3 見学を承認された者は、受付簿に氏名等、浄水課長が指示する事項を記載するものとする。

(受入の取消等)

第7条 浄水課長は、次の事項のいずれかに該当すると認める場合は、受入を取消し又は中止させることができる。

- (1) 見学者が偽りその他の不正な方法により申し込みを行ったことが明らかとなった場合
- (2) この要領に違反した場合

- (3) 施設の運転管理上支障が生じた、又は生じる恐れがある場合
 - (4) その他見学が不適切と判断される場合
- 2 浄水課長は、次の事項のいずれかに該当すると認める者に対して、施設への入場を禁止し又は退場させることができる。
- (1) 発熱、咳等の症状がある者
 - (2) 危険な物品を所持し、又は動物(身体障害者補助犬法第2条に規定する「身体障害者補助犬」を除く。)を伴う者
 - (3) 泥酔者等他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある者
 - (4) 適当な指導者又は保護者の付き添いがいない中学生以下の者
 - (5) その他、施設の運営管理上支障があると認められる者
- 3 浄水課長は、身体障害者補助犬を伴う者に対して、施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用するものが著しい損害を受けるおそれがある場合、その他やむを得ない理由がある場合、入場の制限を設けることがある。
- (職員の同行)

第8条 施設の見学にあたっては、交野市水道局職員が同行する。

(飲食)

第9条 必要な水分補給を除き、施設内での飲食は原則禁止とする。ただし、浄水課長が特別に許可した場合はこの限りではない。

(見学者遵守事項)

第10条 見学者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 指定の場所以外立ち入らないこと。
- (2) 施設、設備又は展示品を破損し、又は汚損しないこと。
- (3) 浄水場内で喫煙をしないこと。
- (4) 施設内の昇降階段等に設置された転落防止柵から身を乗り出さないこと。
- (5) 発生したごみは持ち帰ること。
- (6) 浄水場までの交通手段の確保及び傷害事故に係る保険への加入は、その費用負担も含め見学者側の責任において行うこと。
- (7) その他水道局職員が指示した事項を守ること。

(損害賠償)

第11条 見学者は、施設、設備又は展示品を破損し、又は汚損したときは、損害額を賠償しなければならない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定める。

附則

この要領は令和5年6月1日から施行する。